

公益社団法人福島県森林・林業・緑化協会

寄付金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人福島県森林・林業・緑化協会（以下、「協会」という）が受領する寄付金に関し、必要な事項を定める。

(定義等)

第2条 この規程において掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 一般寄附金とは、個人又は団体から使途の特定がなされないで受領する寄附金をいう。
- (2) 特別寄附金とは、協会が使途を特定して一定期間募金活動を行うことにより広く一般社会から受領する寄附金をいう。
- (3) 特定寄附金とは、前各号のほか、個人又は団体から使途の特定がなされて受領する寄附金をいう。

2 この規程における寄附金には、現金等のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(一般寄附金)

第3条 協会は、常時一般寄附金を募ることができる。

2 一般寄附金は、寄附金総額の50%以上を公益目的事業に使用しなければならない。

(特別寄附金)

第4条 特別寄附金を募集するときは、その目的、募集総額、募集対象者、資金使途及びその他必要な事項等について定めなければならない。

- 2 特別寄附金は適正な募集経費を控除した残額の総額を、公益目的事業の全部又は一部に使用することとして資金使途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。
- 3 特別寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支決算書及び支出効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただしホームページ上の公開に代えることができる。

(特定寄附金)

第5条 協会は、特定寄附金を受領することができる。

- 2 特定寄附者については、全額を寄附者の特定した使途に使用する。
- 3 特定寄附金が次の各号に該当する場合もしくはそのおそれがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。
 - (1) 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体がその寄附により、特別の利益を受ける場合
 - (2) 寄附者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
 - (3) 寄附金の受け入れに起因して、協会に著しく資金負担が生じる場合
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、協会の業務の遂行上支障があると認められるもの及び協会が受け入れるには社会通念上不適当と認められる場合

(寄附の方法)

第6条 金銭による寄附金の払込は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 協会の指定する口座への振込
- (2) 現金書留による郵送
- (3) 現金の持参

(受領書等の送付)

第7条 寄附金を受領したときは、遅滞なく受領書を寄附者に送付する。

- 2 前項の受領書には、協会の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(情報公開)

第8条 協会が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第9条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、適切にその保護管理に努める。

(補 則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成26年5月27日から施行する。